

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付要綱

令和2年2月28日

大磯町告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害の軽減を図り、地域の安全確保に資することを目的とし、危険なブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内において大磯町危険ブロック塀撤去等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、大谷石ブロック塀及びレンガ塀等の組積造の塀をいう。
- (2) 撤去等 ブロック塀等を高さ60センチメートル以下に解体撤去することをいう。
- (3) 緊急輸送路 大磯町土砂災害ハザードマップに示される緊急輸送路をいう。
- (4) 通学路 大磯町立小中学校長の指定する通学路をいう。
- (5) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (6) 非課税世帯 補助金の交付を受けようとする者及びその世帯員全ての者が、前2年間以上町民税非課税であることをいう。

(補助の対象)

第3条 補助事業等は、ブロック塀等の所有者又は管理者による撤去等とする。

2 補助事業者等は、町内にブロック塀等を所有又は管理する者であり、原則として交付決定通知日以降に工事を着手し、申請年度の12月末日までに工事を完了し、かつ、補助金の交付請求を行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号、第4号又は第5号に規定する者と密接な関係を有する者

(補助金の使途)

第4条 補助金の使途は、次の各号のすべてに該当する補助事業における経費とする。

- (1) 大磯町内に存するものであること。
- (2) 緊急輸送路又は通学路に面するものであること。
- (3) ブロック塀等の点検チェックポイント（平成30年6月21日付け国住指第1130号通知）による点検において、改善を要するとなったものであること。
- (4) 面している道路から60センチメートル超の高さのブロック塀等（擁壁等の上に

築造されている場合は、高さが 60 センチメートルを超え、かつ、擁壁を含む道路面からの高さが 1 メートルを超えるもの)であること。

- (5) 面している道路とブロック塀等が存する敷地の境界が確定していること。
- (6) 撤去等は、町内に本社又は事務所を有する業者（以下「町内事業者」という。）に委託し工事を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する撤去等は、この要綱の対象としない。

- (1) 販売・収益を目的とした整地、宅地造成又は建築物解体をする際のブロック塀等の撤去等
- (2) 大磯町狭あい道路等拡幅整備事業の対象になるブロック塀等の撤去等
- (3) この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある敷地に存するブロック塀等の撤去等
- (4) 国・地方公共団体その他の公共団体が撤去を行う予定のブロック塀等の撤去等
- (5) 法人が所有し、又は管理するブロック塀等の撤去等
- (6) 交付決定以前に着手している工事のブロック塀等の撤去等
(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内で、危険ブロック塀等撤去工事に要する経費に 2 分の 1（通学路に面する場合と非課税世帯の場合は 4 分の 3）を乗じて得た額とする。ただし、危険ブロック塀等撤去工事に要する経費は、町内事業者が作成した見積書の額（消費税及び地方消費税を除く。以下「税抜見積額」という。）又は別表第 1 で定める標準工事単価により積算される標準工事費のいずれか安価な額とする。

2 前項の規定による補助金の額は、1 申請者につき 10 万円を上限とする。ただし、通学路に面する場合と非課税世帯の場合は、15 万円を上限とする。

3 前 2 項の規定により算出した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の交付申請は、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

- (1) 大磯町危険ブロック塀撤去等チェックリスト
- (2) 大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付に係る世帯状況届兼同意書（第 1 号の 2 様式）又は町税等に滞納がない事を証する書類
- (3) 町内事業者による危険ブロック塀撤去等工事見積書
- (4) 案内図
- (5) ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入した見取り図
- (6) 現況写真（近景と遠景）
- (7) その他町長が必要と認めるもの

2 申請書の提出に際しては、本人確認書類を提示するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、規則第4条第1項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、規則第5条の規定により、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業等の変更等)

第8条 補助事業者等は、補助事業等の内容に変更が生じたときは、速やかに大磯町危険ブロック塀撤去等補助金変更承認申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、当該提出を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町危険ブロック塀撤去等補助金変更承認（不承認）通知書（第4号様式）により、補助事業者等に通知するものとする。

3 補助事業者等は、補助事業等を中止しようとするときは、速やかに大磯町危険ブロック塀撤去等補助金中止承認申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町危険ブロック塀撤去等補助金中止承認（不承認）通知書（第6号様式）により、補助事業者等に通知するものとする。

(検査)

第9条 町長は、必要に応じて撤去工事中に中間検査を行うことができるものとする。

2 町長は、中間検査及び完了検査を実施するときは、補助金の交付決定を受けた者の立会いを求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金実績報告書（第7号様式）により、補助事業等の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 工事中及び工事完了後の写真

(2) 撤去等に係る工事費領収書の写し又は支払いを確認できる書類

(3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、規則第10条の規定により交付すべき額を確定したときは、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 規則第11条の交付の請求は、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付請求書

(第9号様式。以下「請求書」という。)によるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、補助金受領の全部を施行事業者に委任することを希望する場合は、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付請求書(委任払)(第10号様式。以下「受領委任払い請求書」という。)によるものとし、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金受領委任状(第10号の2様式)を添付するものとする。
- 3 町長は、請求書又は受領委任払い請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(順守事項)

第13条 補助金の確定通知を受けた者及び補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 原則として、60センチメートルを超えるブロック塀を再築しないこと。
- (2) 撤去等を行った後の敷地について、適切な管理に努めること。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

標準工事費

塀の部位	単位	標準工事費
基礎	メートル	10,000 円
塀	平方メートル	5,000 円

第1号様式（第6条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付申請書

令和 年 月 日

大磯町長 様

住所

氏名

電話

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金の交付を受けたいので、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

ブロック塀等の所在地	大磯町
撤去内容	☐ 全撤去 ☐ 一部撤去（高さ 60 cm未満残し）
撤去量	延長 メートル、面積 平方メートル
撤去費見積額	円
接道	☐ 緊急輸送路 ☐ 通学路
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
施行事業者	住所 大磯町 名称
同意	☐ 要綱第3条第1項の規定に伴い、町税の納税状況について調査することを同意します。 ☐ 要綱第3条第2項に規定に伴い、暴力団でない事を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

- 添付書類
- (1) 大磯町危険ブロック塀撤去等チェックリスト
 - (2) 大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付に係る世帯状況届兼同意書（第1号の2様式）又は町税等に未納がない事を証する書類
 - (3) 内図
 - (4) ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入した見取り図
 - (5) 現況写真（近景と遠景）
 - (6) 町内事業者による危険ブロック塀撤去等工事見積書
 - (7) その他町長が必要と認めるもの

第1号の2様式（第6条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付に係る世帯状況届兼同意書

令和 年 月 日

大磯町長 様

住 所

氏 名

電 話

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金の交付を受けたいので、大磯町危険ブロック塀撤去等補助交付金要綱第3条第1項に規定する同一世帯の住民基本台帳及び課税状況について調査することを同意します。

私と同一の世帯に住所を置くすべての者は、以下のとおりです。

ふりがな 氏 名 (住民票世帯全員分)		生 年 月 日	続 柄
①		年 月 日	
②		年 月 日	
③		年 月 日	
④		年 月 日	
⑤		年 月 日	

第2号様式（第7条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日
第 号

様

大磯町長

令和 年 月 日付けで申請のあった大磯町危険ブロック塀撤去等補助金について、次のとおり交付を決定したので、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

交付決定額	円
ブロック塀等の 所在地	大磯町
撤去内容	☐ 全撤去 ☐ 一部撤去（高さ 60 cm未満残し）
撤去量	延長 メートル、面積 平方メートル
その他	

条件等	(1) この補助の対象は、 年 月 日付け大磯町危険ブロック塀撤去等補助金申請書のとおりとする。 (2) 新鋭内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、速やかに大磯町危険ブロック塀撤去等補助金（変更・取下げ）申請書を提出しなければならない。
-----	--

第3号様式（第8条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

大磯町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大磯町危険ブロック塀撤去等補助金に係る補助事業等を次のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

1 変更承認の対象（具体的に記述すること。）

変更後	変更前

2 変更の理由

添付書類 (1)変更内容がわかる見取り図
(2)町内事業者による変更後の危険ブロック塀撤去等工事見積書
(3)その他町長が必要と認めるもの

第4号様式（第8条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金変更承認（不承認）通知書

第 号
令和 年 月 日

様

大磯町長

令和 年 月 日付けで申請のあった大磯町危険ブロック塀撤去等補助金に係る補助事業等の変更の承認について、次のとおり決定したので通知します。

☐ 承認する

(1) 既交付決定額 _____ 円

(2) 変更承認の対象 変更承認の対象は、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金変更承認申請書に記載のとおりとする。

(3) 変更後交付決定額 _____ 円

☐ 承認しない

承認しない理由 _____

第5号様式（第8条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金中止承認申請書

令和 年 月 日

大磯町長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大磯町危険ブロック塀撤去等補助金に係る補助事業等を次のとおり中止したいので、承認を受けたく申請します。

中止の理由（具体的に記載すること。）

第6号様式（第8条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金中止承認（不承認）通知書

第 号

令和 年 月 日

様

大磯町長

令和 年 月 日付けで申請のあった大磯町危険ブロック塀撤去等補助金に係る補助事業等の中止の承認について、次のとおり決定したので通知します。

☐ 承認する

☐ 承認しない

承認しない理由 _____

第7号様式（第10条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金実績報告書

令和 年 月 日

大磯町長 様

住所

氏名

電話

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた大磯町危険ブロック塀撤去等補助金について、工事が完了し事業額が確定したので、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定金額	円
撤去工事に要した費用	円（税抜き）
ブロック塀等の所在地	大磯町
撤去内容	☐ 全撤去 ☐ 一部撤去（高さ60cm未満残し）
撤去量	延長 メートル、面積 平方メートル
接道	☐ 緊急輸送路 ☐ 避難路 ☐ 通学路
施行事業者	住所 大磯町 名称

- 添付書類 (1) 工事中及び工事完了後の写真
 (2) 撤去等に係る工事費の領収書の写し又は支払いを確認できる書類
 (3) その他町長が認める書類

第8号様式（第11条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金確定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

大磯町長

令和 年 月 日付けで実績報告のあった大磯町危険ブロック塀撤去等補助金について、次のとおり確定したので、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

確定金額	円
ブロック塀等の所在地	大磯町
順守事項	(1) 原則として、ブロック塀を再築しないこと。 (2) 撤去等を行った後の敷地について、適切な管理に努めること。
その他	

第9号様式（第12条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付請求書

令和 年 月 日

大磯町長 様

住所

氏名

電話

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった大磯町危険ブロック塀撤去等補助金について、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1. 補助金交付請求額 円

2. 振込先

金 融 機 関 名			預（貯）金 種 目
信用金庫 本店 銀行 支店 農 協 支所			1. 普 通 2. 当 座 3. その他（ ）
口 座 番 号	口 座 名 義		
	フリガナ		

第10号様式 (第12条関係)

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付請求書（委任払）

令和 年 月 日

大磯町長 様

住所

氏名

電話

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった大磯町危険ブロック塀撤去等補助金について、補助金の受領は施行事業者に委任しましたので、大磯町危険ブロック塀撤去等補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり請求します。

1. 補助金交付請求額 円

2. 振込先

金 融 機 関 名		預 (貯) 金 種 目
信用金庫	本店	1. 普 通
銀 行	支店	2. 当 座
農 協	支所	3. その他 ()
口 座 番 号	口 座 名 義	
	フリガナ	

第10号の2様式（第12条関係）

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金受領委任状

令和 年 月 日

大磯町長 様

委任者

住所

氏名

電話

私は、令和 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった大磯町危険ブロック塀撤去等補助金の受領について、その全部を次のとおり委任します。

1 委任事項

大磯町危険ブロック塀撤去等補助金の受領

2 金額 円

3 受任者

所在地

事業者名

代表者名

印